

Title	長門国の徒刑：藩政下および県政初頭までを対象として
Sub Title	Workhouse incarceration (tokei) in Nagato : a study of domain politics and the early stages of prefectural government
Author	神崎, 直美(Kanzaki, Naomi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2003
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.72, No.2 (2003. 6) ,p.1(139)- 27(165)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20030600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

長門国の徒刑

——藩政下および県政初頭までを対象として——

神崎直美

はじめに

本稿は、近世後期の長門国萩藩・山口藩（藩主毛利家、外様、三十六万石）、および明治初期の山口県の徒刑について検討するものである。

徒刑（徒罪、溜入とも称す）とは、犯罪者を拘束して強制労働を科し、教化・改善を目的とした刑罰である。江戸時代においては中期以降、この刑罰を諸藩が採用するようになる。しかしながら、現在、数ある江戸時代の刑罰の中でも、徒刑という刑罰の存在は、一般的にはその存在は認識されるところが薄く、知名度が低い。従来⁽¹⁾の先行研究を振りかえってみても、これまでに徒刑を採用した藩が指摘されてはいるものの、個別研究によりその具体的な内容が明らかになつた藩は、未だ少ないのが

実情である。

私は、近年、諸藩の徒刑について、いくつかの論文をまとめてきた⁽²⁾。その検討は、従来の徒刑の定義を視野にいれつつ、個別検討を進めたものであり、現時点では近世における諸藩の徒刑について、次のような見解を得ている。徒刑とは、第一に、軽犯罪者に対する刑罰であること、および犯罪を犯していないが素行が悪くて手におえない者も対象となる場合があること、第二に軽犯罪者の場合、博奕犯や盗犯が対象となること、とりわけ博奕犯に対する刑罰として採用されたこと、第三に庶民に科す刑罰であること、第四にこの採用を、天保期に検討する諸藩が多いこと、第五に強制労働を科すことにより、教化・改善を目的としていることなどである。

しかしながら、一口に徒刑といっても、諸藩が抱えて

いる事情は様々である。これまでの検討により、右にあげたような諸点が見られるとはいえ、それらの各事項においてもそれぞれ微妙に差異がある。ゆえに、近世的な徒刑とは如何なるものなのか定義し直す必要も、今後、生じてくるかも知れない。とはいえ、当面のところは、より多くの諸藩の徒刑について、その実態を一つずつ具体的に明らかにして、事例の補強を構築する必要がある。

ところで、近世において諸藩が採用した徒刑の注目すべき特徴の一つに、犯罪者の教化・改善という点がある。しかしながら、本稿が対象としたもののうち、藩政下においては教化・改善を目的とした様子はみられない。当藩の場合、労働力の提供が眼目なのである。これは、当藩政下の徒刑の特徴ともいえるが、近世諸藩における徒刑の個別研究が今だ十分とはいえない現在において、この労働を重視した徒刑は、徒刑のもう一つの在り方―犯罪に対する代償としての労働―を示すものと位置づけられる可能性がある⁽³⁾。

そこで本稿では、当地の徒刑について検討してみたい⁽⁴⁾と思う。なお、藩の呼称については、藩庁の移転にのつとって、萩藩、山口藩と呼びわけらる。

註

(1) 近世に徒刑を採用した藩として確認されている藩名は、八戸藩、秋田藩、米沢藩、庄内藩、新庄藩、長岡藩、会津藩、水戸藩、土浦藩、新発田藩、金沢藩、松代藩、津藩、彦根藩、松山(高梁)藩、松山(伊予)藩、宇和島藩、徳山藩、西條藩、福岡藩、佐賀藩、秋月藩、小倉藩、中津藩、熊本藩などである。これについては、神崎直美「土浦藩の徒刑」(『近世日本の法と刑罰』九五―九八頁、巖南堂書店、平成十年)で、従来の先行研究の成果としてまとめて指摘したので、詳細については割愛したい。その後、あらたに徒刑の採用が確認された藩としては、松本藩、浜松藩、宮津藩、岡山藩などがある(松本藩については、高塩博氏が「松本藩の「溜」制度について―社会復帰を目指す刑事政策―」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第八十七輯、平成十三年)で指摘された。浜松藩については、神崎直美「浜松藩の徒刑―水野忠邦による藩政の一斑―」(『法史学研究会会報』第六号、平成十四年)、宮津藩については同「丹後国宮津藩の溜入について」(『慶應義塾大学日吉紀要』人文科学第十七号、平成十四年)、岡山藩については同「岡山藩の徒刑について―溜長屋入の創設と廃止―」(『国史学』第一七四号、平成十三年)でその採用を指摘した。

(2) 註(1)で示した土浦藩、浜松藩、宮津藩、岡山藩の他、水戸藩について検討した。水戸藩の徒刑については「水戸藩の徒刑」(註(1)に示した拙著に収録)にまとめた。

(3) 信濃国松代藩の過代夫という刑罰は、犯罪者に対して強制労働を行なわせたものである。この刑罰については、平松義郎氏が「藩法雑考(一) 松代藩「御仕置御規定」」(『名古屋大学法政論集』二十号、昭和三十四年)で紹介されている。

(4) なお、萩藩・山口藩の徒刑について検討するにあたり、一つふれておきたいことがある。それは、「溜り入レ」についてである。徒刑の呼称に「溜入」を用いる藩も存するが、当藩の「溜り入レ」は徒刑のことではない。萩藩および山口藩時代の「溜り入レ」は、軽犯罪を犯した未決囚を拘禁することである。「刑名種類」(山口県文書館所蔵、毛利家文庫、架号四〇法令一三三二)に「溜り入レ」について、次のように記している。「田舎ヨリ萩城下溜屋ニ往クモノハ、例セハ夫婦喧嘩、其外舊悪露頭セルモ、犯罪ノ極メテ錯紛シタルモノカ、或ハ疑ハシキ廉アルモ、証拠充分ナラサルカニテ、代官の裁定スル能ハサルモノヲハ、萩ニ護送シテ判定セシムルナリ、然レトモ溜屋ハ真ニ今ノ警察署留置場ノ如キモノニテ、極メテ軽罪ノモノヲ溜置ク所ニシテ、罪人モ亦タ未決ノ軽罪者ニ限レリ」。なお、拘禁施設としての「溜」(たまり)を設置した時期は、天保十三年(一八四二)十二月である(山口県警察史編さん委員会編『山口県警察史』上巻、昭和五十三年、七一頁)。

1 天保期萩藩の徒刑創設構想

萩藩において、徒刑創設の構想が提案されたのは天保十二年(一八四一)四月である。これは、家老村田清風が推進する天保の改革の渦中である。当時、藩主の毛利敬親は、参勤交代の在府年にあたり、江戸に到着したばかりであった⁽¹⁾。藩政改革は、江戸と国許との双方で書類を交わして審議をすすめていた。徒刑については、当職手元役の山田市郎右衛門龍共、右筆役の奈古屋登忠瑛と岡田与右衛門次功らが、その採用を提案している。山田らは、用談役の村田四郎左衛門清風、江戸手元役の中谷市左衛門章貞と江戸の右筆役赤川喜兵衛忠通と坪井九右衛門正裕らに宛てた書状に、徒刑について次の様に意見を記していた。

徒刑・贖刑者、夫役・過料ニ相当、是迄迎も被相行候儀ニテ、其例茂不少事ニ候得共、惣而御仕置筋古来律格を被相定候儀無之、似寄候先例を以、時々判断被仰付候段者、士庶一統之儀候処、此度相伺候別紙、答刑之仕法、先者律格ニも当り候故、乍序徒・贖之法を始、総而律格を被定置度、先達而以來於記録方、其取調相成候得共、是等之儀ハ不容易僉議

筋二而、兼々致出来候様無御座候⁽²⁾

右の意見から、山田らの徒刑に対する認識が窺われる。彼らは徒刑を夫役に相当する刑罰、すなわち労役刑と認識している。そして、これまでも刑罰としての夫役が実施されたことは少なからずあるが、当藩の刑罰体系として定めたものではなく、折々に先例を拠所として採用したものであるという。さらに、この度、刑罰の改正の先がけとして、まず笞刑が刑罰体系に組み込まれることになったので、これを契機に徒刑や贖刑も採用したいと思ひ、記録を調べたものの、従来からこれらの採用は困難であり実現しなかつたという。山田らは徒刑を採用することが、現実としてはむずかしいものであると、認識しているのである。

さらに、徒刑について、次のようにも述べている。

扱又徒罪者輕き刑罰ニて其煩甚敷故、公儀ニ而茂流人江夫役者被仰付候得共、徒罪一片之御仕法者無之哉ニ相聞候、於

御家茂是迄ハ御代官所沙汰之外被行候儀無之、是以薪植松等之夫役ハ不絶被相行事候得共、普通之徒法迎ハ相調、人足抔ニ召仕可然哉之処、罪人之内夫役難相勤ものも、彼是有之事ニ付、別段俵抔抔為致候

仕法茂可有之哉、左候得者所々惣固屋ニ而茂被仰付、品ニ寄夫々才料之者等茂無之而ハ其メリ難相成、罪科之輕重、日々之差配賄仕出、彼是夫而已役所ニて茂不相立候而者、難被行様相見、兎角押渡シ、律格を立候儀者不容易筋ニ付、尚厚く僉議之上、追々相伺候様致度⁽³⁾

右によると、徒罪—徒刑の別称—は軽い刑罰であり、その採用には何かと手間がかかるという。幕府では、流罪者に刑罰としての夫役を科していたものの、徒罪は採用しなかつた。毛利家の支配地においては、藩庁による直々の刑罰として徒刑を採用したことはないが、代官所—すなわち地方役所—では、徒罪—ここでは労役刑のこと—を頻繁に採用している。地方での労役刑は、常に薪の伐採や植林である。徒刑を実施するということは、施設を整備した上で、收容者を監督する者において取り締まり、罪人に仕事を与えるのである。その為に材料の供給や費用について詳細に準備しなければならない。これについては、よく検討した上で、後日伺うことにするというのである。

徒刑について、実施は困難が伴うことを承知しているが、それでもあえて検討するつもりである。したがって、

この段階では徒刑の採用に、前向きな姿勢が窺われる。つまり、天保改革当時の藩主脳陣の中には、一般でいうところの徒刑について、その有効性を評価していた者たちがいいたのである。

その後も、江戸の当役が、刑罰の改正について上申している。これは全十三条からなる書類であり、その第十条に「徒刑早々詮議被仰付度候事」と記してある。⁽⁴⁾ 改正案でも、徒刑を早急に検討することが提示されたのである。

しかしながら、結局、萩藩では天保改革において徒刑の採用が実現するには、至らなかつた。天保十三年（一八四二）八月に、庶民に対する刑罰体系が整備された。この際に決定した事項は、「百姓・町人御仕置之太抵」という書類にまとめられている。このなかに、徒刑についての記述は見あたらない。⁽⁵⁾ 藩主脳陣らは、徒刑という刑罰を評価しているものの、それをこの当時の萩藩で実施するのは、現実としてはむずかしかつたのである。

天保改革における徒刑採用計画は日の目をみなかつたが、ここに一つ興味深い事実を示しておきたい。それは、この折に提示された徒刑案が存することである。⁽⁶⁾ これは「答刑・徒刑気附書」という書類である。この書

類は、作成年次についての明記を欠く。とはいえ、萩藩で刑事政策として徒刑と共に答刑の導入を検討していたのは、前述したように、まさに天保改革時なのである。したがって、この折に作成されたものであるとみなしてよからう。

なお、「答刑・徒刑気附書」には、作成者についての記載がないので、具体的な人名については確定できない。とはいえ、この作成者は、徒刑の採用を藩として検討することになった段階で、藩主脳陣から具体案の提出を委託されたようである。⁽⁷⁾ それは、「答刑・徒刑気附書」の冒頭に「於御国是迄有来候罪科之外ニ答刑・徒刑之二科可被相増哉との御儀、御尤ニ奉存候」とあることによる。藩として、徒刑の採用を検討することが、藩として俎上に上がったことをうけて、徒刑の具体案を提示しようとしていることが窺われる。

さて、その徒刑案の内容である。作成者は、はじめに徒刑とはいかなるものなのかということについて説明し、その後で萩藩としての徒刑案を具体的に述べている。

まず、徒刑の程度である。軽い徒刑と重い徒刑というふうに大別している。軽い徒刑は、当該者を自宅に留め置き、五日、十日、二十日ぐらいの期間、労働をさせる。

これは、村が当該者の身柄を監督するのである。その場合、当該者の調子が悪くて労働することができなければ、労働の代償として一日分の作料を支払うか、人を雇って労働をさせる。

一方、重い徒刑は、收容期間は一年から三年までの間で、これを五段階に設定する。五段階とは、古代の徒刑の收容年限に倣うというので、一年、一年半、二年、二年半、三年である。この場合、城下の作事方に出頭した上で、作事方の支配のもとで労働に励ませるといふ。この城下に当該者を拘禁する重い徒刑の為に、收容施設を設置する。

收容者の風体については、異形にしようとしている。その様子は、眉を剃るか、髪を惣髪にするかのいずれかである。なお、眉を剃らせる場合は、二日おきぐらいに剃らせる。万一、脱走した場合、これを逮捕するに際して、一般人と容易に判別するためであろう。

食事は、黒米飯と塩だけという、実に粗末なものである。辛うじて生命を維持できる程度ということであろう。量についての記載はない。

従事する労働については、日中は普請場での労働、川浚い、道普請、土運びなど、肉体労働である。これらの

労働がない場合は、宿駅の人足として労働させる。田舎で強制労働をさせるのならば、山林、塩浜、鉄山での仕事、精米などに従事させる。また、他にも仕事があるようならば、検討した上でその仕事を科すという。

労働に対しては報酬を与える。当時の通常の日雇い賃金程度を支給するので「日用之御雇料」とするか、農村側から提示してきた仕事をするので「役目銀」とするか、または「過料銀」などとして支給してはどうかと提案している。夜間は、收容施設の門を閉ざした拘禁施設内で、それぞれが手仕事をする。つまり、終日、労働に励むのである。

脱走者に対しては、厳しい措置がとられる。逮捕されたならば、牢舎か死刑に処す。もつとも、收容施設に拘禁する際に、この点については心得として言い聞かせておき、未然の防止を図るべきであるという。なお、右の前提として、拘禁施設における禁止事項などを示した心得条目の存在が窺われる。

右では「笞刑・徒刑気附書」から、萩藩の徒刑の具体案を見てみた。この書類は、当藩として採用するにふさわしいと思われる徒刑像をはじめて提示したものである。それゆえ、大枠をまとめたにすぎないが、当藩が理想と

する徒刑の特徴を知ることができた。

この案の作成者は、徒刑を当地における労働力の補填として考えている。それは、萩藩の徒刑のうち、軽い徒刑の存在から窺い知ることができよう。軽い徒刑は、犯罪者が金銭で支払う、または代人による労働によって、代替することができからである。さらに、軽重いずれの徒刑の場合にも、犯罪者本人の教化・改善については、全く意識の範疇にはいつていないことによる。後述するが、実はこの徒刑案作成者は、知識として中国の『周礼』の勞役に、犯罪者の教化・改善を目したものがあつたことを知っていたのである。それにもかかわらず、当地の徒刑案には教化・改善という目的を積極的に盛り込まなかつたのである。これは、徒刑案作成者が、当時の萩藩の徒刑採用に際して、教化・改善の思想は不要であると認識したからに他なからう。

ところで、「笞刑・徒刑氣附書」の作成者は、徒刑の有効性をどのような点に見いだしたのであるうか。それは、追放の持つ弊害と再発防止にある。これについては、次のように述べている。⁽⁸⁾

御国ニ而是迄村退・郡退杯申事有之候由、其在所ニ而悪キ人を他村・他郡江遣シ候而ハ、他村・他郡之

迷惑ニも当り可申哉、且在所を離候りして、追々住所も定り兼、人ニ因り候而者、盜賊杯之業ニも仕候者自然と出来可申哉、左候得ハ村退・郡退杯ハ暫々差止候而、其罪ニ当り候者ハ輕キ徒刑ニ被仰付可然哉と奉存候

「村退」「郡退」といった追放刑は、犯罪者が領内を浮浪することになり、領民に迷惑を及ぼす。かつ犯罪者が、生活難から盜賊になる可能性もある。これを回避する為に、「村退」「郡退」に相当する者を軽い徒刑にしようというのである。つまり、徒刑は領内における治安維持、および犯罪の再発防止という点が評価されたのである。教化・改善という、極めて積極的な手段は考慮しなかつたものの、従来の追放刑がもつ弊害を、徒刑が克服する点を有効とみなしていたのである。

以上のような、萩藩としての徒刑の具体策を、作成者は如何なる知識を基にして提示したのであるうか。それについては、「笞刑・徒刑氣附書」の冒頭の部分から知ることが出来る。冒頭の部分は、作成者の徒刑認識であり、萩藩としての徒刑案を提示するにあたり、その前提となる知識を示したものである。これによると、作成者は日中古今の勞役刑を徒刑と認識しており、これらを基

に萩藩の徒刑案を提示していた。その詳細については、次の通りである。

中国古代については、周・漢・隋・唐の労役刑を徒刑として示している。周については、『周礼』の「圜土」と「嘉石」である。「圜土」とは、怠け者などを拘禁して強制労働に従事させながら教戒すること、「嘉石」とは文理のある美石をみせて、自ら反省を促し、強制労働に従事させることと説明している。漢の時代の労役刑としては、「城旦舂」と「刺配」を示している。「城旦舂」は、髪を剃った上で、長城の番をする、もしくは精米をする作業に従事することである。「刺配」は、入墨を施した上で、強制労働を科すことである。隋と唐については、それぞれの律の五刑のなかの徒刑を認識している。

一方、日本でこれに相当する刑としては、「本朝古代之徒刑」、すなわち古代の日本律の五刑の一つである徒刑を認識している。日本の律は、唐の律を継受したものであり、収容年数も同様という。そして当時、つまりこの案を作成している近世後期においては、幕府が城下町江戸に開設した人足寄場と、諸藩が採用していた徒刑をあげている。これについては、「当時、東都抔ニハ徒刑之者を石河島ニ被差置候而役ニ被使候由、諸国ニも国ニ

因り候而ハ、徒刑之事有之様ニ成り申候」とあることから明らかである。

城下町江戸の人足寄場は、本来は無罪の無宿人のための授産更生施設として開設したものであり、徒刑ではない。しかしながら、萩藩の徒刑案作成者は、これも徒刑と認識していたのである。もつとも人足寄場は、無宿人を収容して授産更生を図る施設として開設したが、その後、江戸払以上の者を収容するようにもなり、追放刑の代替施設としての役目も担うように変化していた。萩藩が徒刑の採用について検討し、人足寄場をその手本の一つと見なした天保十二年当時とは、既に江戸払以上追放刑者といった犯罪者を人足寄場に収容した時期を一度経て、さらに再び収容を再開した時期であった。⁽¹⁰⁾ それゆえ、「笞刑・徒刑気附書」の作成者は、人足寄場を犯罪者に対する刑罰と理解し、これを徒刑と見なしたのであろう。「笞刑・徒刑気附書」の作成者は、右に示した労働刑の知識を念頭ににして、取捨選択しながら萩藩としてふさわしい徒刑を提案したのである。

註

(1) 「両公伝編年史料」山口県文書館所蔵、両公伝史料、

架号二〇一九。当史料は天保十二年の部分で、「〇正月十一日、公参勤、是年四月ニ在リ（下略）」「〇四月六日、（前略）九ツ時頃、御機嫌能江戸御屋形御着（下略）」「〇四月十五日、公登宮シ將軍家慶父子ニ閲シ物ヲ致ス（下略）」とある。

- (2) (3) 「流弊改正扣」三、山口県文書館所蔵、毛利家文庫、架号十一政理一四〇。この史料は、「忠正公伝」（右同所蔵、両公伝史料、架号一二八二）の第四編第六章にも、収載されている。「忠正公伝」はそれぞれの記述の後に、その典拠とした史料の全文の翻刻を掲載している。また、「天保改正材料抜萃」（右同所蔵、毛利家文庫、架号十一政理三二九）にも同じ史料が収載されている。

(4) 右同史料中に収載。この記事については「山口県警察史」上巻、六二頁でも指摘している。

(5) 「流弊改正扣」四、右同所蔵、毛利家文庫、架号十一政理一四〇。この史料も、註(2)(3)の「忠正公伝」第四編第六章、および「天保改正材料抜萃」に収載されている。なお、「百姓・町人御仕置之太抵」によると、庶民の刑罰として、磔、獄門、斬首、牢舎、遠嶋、追放、所退、閉戸、追込などがあり、それぞれの罪状も設定した。

(6) 「笞刑・徒刑気附書」、山口県文書館所蔵、一般郷土史料、架号一九〇。なお、当史料のなから、徒刑に關する記述を抜粹・翻刻して、本稿の文末に参考史料の史料1として掲載した。

(7) 「笞刑・徒刑気附書」は、山口県文書館の一般郷土史料の一史料であり、独立した史料である。現在のところ、旧蔵者についての手がかりを示すものがなく、来歴から作成者を追うことができない。唯一の方法としては、この史料の筆跡から作成者を確定することである。刑事關係についての知識が豊かな者という点、可能性が高いのは藩儒であろうが、現在のところ管見では誰の手によるものか特定できない。当地域の人物の筆跡に詳しい方々の御教示を、是非仰ぎたき次第である。

(8) (9) 註(6)と同。

(10) 人足寄場の収容対象者に、江戸払以上追放刑者が加わるようになったことについては、丸山忠綱「加役方人足寄場について(二)」(『法政史学』第七号、昭和三十一年、なお、この論文は、後に丸山忠綱先生追悼集刊行会『丸山忠綱遺稿—加役方人足寄場について—』(昭和五十六年、非売品)に再録されている)八頁が指摘している。丸山氏は、収容者の変化を次の五期に分類してとらえている。

(第一期) 寛政二—文政三年(三十一年間) 無宿浮浪人を収容せしむ、(第二期) 文政三—天保九年(十九年) 江戸払以上の者も入所せしむ、(第三期) 天保九—天保十二(四年) 江戸払以上の者は寄場へ送らず、(第四期) 天保十二—弘化二(五年) 江戸払以上の者も入所せしむ、(第五期) 弘化二—江戸払以上の者なるべく送らず

2 慶応三年山口藩の「罪人仕役」の採用

徒刑は、当地において天保改革では採用が見送られたが、その後、二十余年を経た慶応三年（一八六七）年正月二十一日に、新たに労役刑の採用が提案された。なお、当時藩庁が萩から山口に移っていたので、この章では藩名を山口藩と表記する。労役刑の採用は、まず「御両殿様」すなわち藩主毛利敬親とその後嗣元徳に上申され、その提案を藩首脳陣が検討し、即時に採用となった。ちなみに、同月二十七日には、盗賊改方にその旨を通達している。

但し、提案の折、この労役刑を徒刑とは称していない。一定した固有の刑罰名として命名をせずに、これに相当する事項について「罪人仕役」「山口御作事夫ニ被召仕」「夫役」などと称しているのである。¹⁾本稿では、この労役刑について「罪人仕役」と称することにする。その理由は、この名称は当刑罰の採用時からもっぱら使われていること、かつこの刑罰に関する一連の書類を収載した史料の表題として用いられていることによる。

罪人仕役は、原則として藩庁が執行する刑罰として採用されたものである。もつとも当藩では、従来から各郡

役所が執行する労役刑として「夫役」（「夫役過料」とも称す）を採用していた。しかし、同じく労役刑といっても、罪人仕役は藩庁が執行する刑罰である点が、夫役とは異なるのである。

罪人仕役については、慶応三年正月から明治元年の書類を収載した「罪人仕役一件」に詳しい²⁾。「罪人仕役一件」は、創設の上申書とこの採用が決定してから作成した一連の書類（上申書を基にした決定案、申渡条目、規則など）からなる。

さて、「罪人仕役一件」を基に、罪人仕役の実態を明らかにしてみたい。まず、罪人仕役の採用を提案する理由である。これは、上申書の冒頭にある。理由は大別すると二つある。第一に、牢舎や遠嶋の持つ弊害を克服するためである。冒頭には次のように記してある。

牢舎・遠嶋をも被仰付ものとも、空しく米穀を喰潰し候而已ならず、数月徒らに暮して、身躰御赦宥後、俄ニ職業も不相調、無拠再度罪科を犯し候様子も成行

牢舎や遠嶋により拘禁されている期間、その罪人は働くことをせずに食物を食べているだけであるため体が鈍り、その上勤労意欲もますます欠落する。したがって、

いざ釈放されても、職業に就くことができない。そのため、再度犯罪を犯すことになるというのである。これは、牢舎と遠嶋が宿命として持つ弊害であり、当時の為政者層が共通して憂慮していた問題でもある。

第二の理由は、この時期の山口藩固有の状況にある。それは諸隊による風紀の悪化である。

且近來諸隊退隊之者、其外隊名を衒り悪行せしめ候ものも不少、是等一々牢・嶋ニ被差置候ては、実に御無益之事ニ付、向後罪人仕役之御仕法被相立

幕末、山口藩では軍備の為に、庶士共に多くの隊が結成された。その隊を除隊した者のなかに横暴な者、および隊に所属している者のうち、隊名を偽って横暴な振舞いをする者が、当時多く見られたのである。これらの不埒者を牢舎や遠嶋にして拘禁するのは、労働力の面から見ると、実に無駄である。そこで、彼ら不埒者の労働力を活用しようというのである。

つまり、罪人仕役とは、一つには牢舎と遠嶋の代替刑であり、もう一つの面としては、諸隊員、もしくはかつて諸隊に関係した者たちによる不届きな行為を取り締まる措置なのである。とりわけ後者は、殺伐とした世相ゆえに生じたものであった。罪人仕役は、これらの不埒者

が持て余しているエネルギーを、社会に労働力として転じようというのである。すなわち、労働力の有効利用を目的としたものである。

なお、前章で天保改革時における萩刑の徒刑案を明らかにした折に、当地の徒刑の目的を労働力の補填策として構想していたことを指摘した。労働力の有効活用を目的とした罪人仕役は、天保期に萩藩が検討した徒刑案の目的を、実現した措置といえよう。ゆえに、罪人仕役は当藩の徒刑として位置づけられるのである。

次に、罪人仕役に処せられる対象者について見てみよう。これは、山口藩領出身の庶民の男性である。除外されるのは、他国出身者、御家人・出家・社人・隊中で役付以上の者、女性などである。山口藩領出身の庶民の男性のうち、罪人仕役に処せられる条件は、以下の通りである。牢舎・遠嶋に処せられている者。懲牢舎となつてゐる者のうち、郡方から罪人仕役へ代替する要請があつた者。所属している隊名を偽つた者。隊名を偽つたうえに、軽い窃盗を犯した者。扶持を給付されていないにもかかわらず、家来と称した上、乱暴を働いた者などである。

労働に従事する場所は、原則として当時藩庁を置いて

いた山口である。これは「山口御作事夫ヲ被召付事」とあることから明らかである。なお、罪人仕役に処す場合、対象者を領内の各地域から山口に集めることになるので、山口に何らかの拘禁地を設定したものであらうと思われる。就労期間は、「罪之軽重ニ依り、其度々判断被仰付候事」というように、あらかじめ設定しておくのではなく、その度毎に罪状の軽重を考慮して決定する。

仕役期間中は行動を制限されており、仕役場以外を徘徊することは禁じられる。しかし、これに違反する者も発生する可能性がある。そこで、万一、脱走した場合に、探索を容易にするために、明らかに一般人と異なる異形な風体を装わせることにした。それは、両眉を剃り落とすことである。これについては、「日数三拾日ニて不及程之軽き御咎之分、眉毛剃落しニ不候事」とあるので、罪状が重い者に対する処置である。仕役の期間が、およそ三十日を越える者は、眉を剃られたのである。³⁾ 両眉がない者を見かけたら、身柄を捕えて山口の政治堂に通報するように、あらかじめ告知しておくという。脱走者の処分は極めて厳しく、斬首とする。なお、仕役の期間が終了した者には、免札を携帯のうえ帰宅させることにより、脱走者との区別をはかる。⁴⁾

この罪人仕役を採用するにあたり、藩庁は同正月二十六日に、「諸隊、兵議所詰集議隊江、出張之諸隊江無漏様子ニ可申越段、相揃候事」と、あらかじめ全ての隊に漏れなく周知させることを命じている。なお当時他国に出張していた奇兵隊、嶋城隊、南苑隊、八幡隊、遊撃軍⁵⁾については、改めて別に通達した。

以上が、罪人仕役について同年正月中に決定した事項である。この段階では、罪人仕役の対象者およびその処遇の概観を決定したにすぎない。その後、例えば、対象者が仕役に服するに際して周知すべき心得や規則や、対象者を監督する役人の心得などを、順次整備していった。翌二月二日には、仕役者の心得や、生活規範を決定したり、収容施設についての通達を発令している。仕役者の心得は、「申渡条々」として簡潔に三カ条にまとめられている。その内容は、万事について監督する役人の指図を受けて労働に励むこと、各自が労働に従事する日数が決まっても、拘禁施設内で遵守すべき規則に背いたり、役人の指示に従わない場合は、日数を倍増とすること、仕役場所から脱走した場合は、見つかり次第、即刻誅伐(斬首)となることなどである。

拘禁中の生活規範は「法則」と称しており、九カ条か

らなる。この「法則」から次の様なことが確認できる。まず、労働についてである。労働時間は、朝の五つ時（午前八時）から夕七つ（午後四時）までの八時間労働である。従事する労働は、戸外での肉体労働すなわち普請である。但し、雨天の場合や作事方に仕事がない場合は、溜（ここでいう溜とは、仕役対象者の収容施設のこと）でそれぞれ手業に励む。なお、戸外での労働は作事方が仕事を各自に配分した。

拘禁施設内の秩序維持のために、収容者は彼らを監督する役人である小頭に、万事の指示を仰ぐことを命じられた。また、喧嘩・口論は禁止であった。万一、収容施設から脱走する計画を企てている者が気がついたら、その旨を役人側に報告すれば、褒美を与えることとした。密告を奨励することにより、脱走者を未然に防止しようとしたのである。なお、「法則」に違反した者は、厳罰に処せられる。

さて、右と同じ日に、仕役に従事する者、すなわち「作事夫」の収容施設を新たに建設するという沙汰を御蔵元役所に通達している。施設が完成するまでの間は、従来拘禁のために使用していた囲を、便利な場所に移動して、当面はこれを利用することにした。

前述したが、収容者を直接監督する実務官を、小頭と称した。小頭の勤務における心得が存する⁽⁶⁾。これは「小頭倉吉江申聞せ之規則」である。この規則は、七カ条からなり、同年二月に作成したものと推測される⁽⁷⁾。その内容は、毎日、朝の六つ時（午前六時）と夕六つ時（午後六時）に収容者がいるかどうか確認すること、収容者たちの労働を監督すること、さらに雨天時は戸外での労働が不可能なので別の仕事をさせるように配慮すること、収容者とその身内の者を面会させないこと、収容者が何か相談をもちかけても役人が自分だけの判断で対応してはいけないこと、戸外での労働の場合は、作業場及びその往来において収容者が無作法がないよう監視すること、脱走者が発生したら直ちに通報することなどである。

ところで、この二月当時、小頭の倉吉は収容者に対する処遇について、願書を上申している。それは、収容者一人に対して一日五合の米の支給、および収容者の労働に対する報酬として、一人一日当たり銀三匁の雑用銀の支給、雨天の折に収容施設内で収容者らが製作した品を売却した代金は、小頭の元に留め置いて、収容施設内の諸費用として利用したいことなどである。

この上申に対して、藩側は二月二十四日に次のような

回答を、覚として提示している。米と賃金の支給自体については、いずれも了解の意を示している。但し、米の支給量は、戸外で労働をした日は米六合、雨天の時は五合というように、労働の程度によって、支給する米の量に配慮することにした。一方、労働に対する報酬として、一日一人あたり雑用銀として銀二匁とした。これは、作事方が負担することとした。

以上で明らかにしたように、罪人仕役は慶応三年正月にその採用が決定し、翌月から実施のために具体策を徐々に整えていったのである。ところで、この採用が決定した後、罪人仕役の適用範囲はさらに拡大していった。例えば、対象となる犯罪行為の幅を広げたことである。それは、盗犯と博奕犯である。盗犯については罪人仕役の方法が固まった直後の二月、博奕については同年七月にそれぞれ適用が決まった。

とりわけ博奕犯に対する規定は、詳細である。博奕の宿を貸した者は、両眉を剃り落として三十日の労働、博奕を打った者は二十日の労働である。いずれも、笞刑を加える。さらに、博奕宿の再犯は五十日、博奕打ちの再犯は三十日の労働である。これらの者が、労働に励まない場合は、敲を科すことにする。盗犯と博奕犯は、軽犯

罪である。罪人仕役は、頻繁に発生する軽犯罪の刑罰として、その有効性が評価されたのである。

さらに、同七月になると、各郡において懲らしめとして牢舎にしていた者たちも、山口の御作事場に収容することになり、罪人仕役はますます適用されることとなった。

ところで、罪人仕役は対象者を山口に召還したうえで、労働に従事させることが原則である。しかしながら、例外もある。それは、対象者が高齢である場合をはじめ、山口から遠方に位置する生活困窮者が多い地域などである。

対象者が高齢の場合については、同年四月に初見の事例がある。周防国大島郡村上河内知行所（大島宰判）の百姓である治右衛門・作右衛門らが、処罰として閉戸と作事夫を命じたものの、彼らが高齢であるため労働は無理であると判断された。そこで、彼らの両眉を剃り、「才判所夫役」（宰判で科す夫役のこと。裁判所夫役とも記す）に代替したという。⁽⁹⁾

山口から遠方に位置し、かつ生活困窮者が多い地域を例外とすることは、同年十一月に決定した。⁽¹⁰⁾ 該当地は、大島郡（大島宰判）である。大島郡とは、瀬戸内海上の

島で現在の屋代島のことである。山口藩領のなかでは、最も南東に位置する。ゆえに、当該者を山口まで移送するにあたり、諸雑費の負担が過重となる。そこで、この地域の者については「宰判所夫役」、すなわち地元の宰判の役人のもとで、夫役に従事することに代替した。

その他、山口以外の地で労働に従事させた事例としては、同年十二月に長門国豊浦郡の伊崎宰判や豊後国企救郡での労働がある。豊後国企救郡は、本来は小倉藩（藩主小笠原氏、譜代、十五万石）の所領であったが、幕末における山口藩との抗争により、当時企救郡は山口藩の預地となっていた⁽¹¹⁾。いずれも山口藩の支配管轄としては、南西端に位置している。これらの地域も、前述した大島宰判のように山口から遠隔地であるゆえ、当該地域での労働を認めたものと思われる。

なお、藩側としては、罪人仕役という刑罰を、為政者が領民に対して施した慈悲の措置であると理解している。これについては御内用役人の書類の中に、藩主敬親と元徳の仁政を称えた上で、罪人仕役について「厚き御慈悲を以為懲仕役被仰付」という文言から明らかである⁽¹²⁾。

以上、山口藩の罪人仕役について縷々述べてきた。罪人仕役がいわゆる徒刑と共通する点は、犯罪者を拘禁し

て強制労働に従事させることである。制度としてとりわけ注目すべき点は、作業有償制を導入したことである。当時、作業有償制は、幕府の人足寄場や熊本藩の徒刑において採用していた⁽¹³⁾。

また、罪人仕役は、教化・改善よりも労働力の有効活用という点を眼目としていた。これは天保改革期の当地の徒刑案と共通する点である。ゆえに、罪人仕役は徒刑という名称を用いておらず、また教化・改善ということを第一の目的として掲げていないが、むしろ労働力の有効利用を必要としていた当地の事情にそった徒刑ということができるのである。

註

(1) 「罪人仕役」という名称は、慶応三年（明治元年）「罪人仕役一件」（山口県文書館所蔵、毛利家文庫、架号三五賞罰八四）の表題および文中に収載した一連の書類に見られる。「山口御作事夫二被召仕」「夫役」という名称は、明治元年十一月ヨリ「牢嶋刑名録頭書」（山口県文書館所蔵、毛利家文庫、架号五一罪科二一九）に見られる。なお、以下右の史料について註記する折は、所蔵機関・文書群名・架号を省略する。

(2) 「罪人仕役一件」。以下、本章の記述の大部分はこの史料を用いる。特に註記がない場合は、この史料による。

なお、当史料のうち、罪人仕役の仕法と、場内規則である「法則」を翻刻して、本稿文末に参考史料の史料2・3として掲載した。

(3) 三十日未滿の者は眉を剃り落とす必要がないことについては、同年四月十七日に盜賊改方にも通達している。

(4) この免札の書式は、次の様である。

何才判何村庄屋何かし
存内畔頭何々組百姓

何才判何才 何かし

右之者事、過失有之、夫役被召仕候處、何ノ何月何日ニ而仕役相濟候付、同何日ノ家戻り被差免候事

(5) これらの隊中については、『山口諸隊一覽』(『山口県史 史料編 幕末維新6』別冊、平成十三年)に詳しい。

(6) 小頭の人数は、慶応三年二月においては一人しか確認できないが、同年三月には二人に決定した。同年五月の書類によると、正式な名称は「罪人仕役小頭」と称している。これらのうち一人は前述した倉吉であり、もう一人は「同手伝」の喜助である。

(7) 「小頭倉吉江申聞せ之規則」については、文末に年記がないが、この史料は同年二月の年記を持つ書類の間に収載しており、一連のものである。また、この上申に対する返答は、二月二十四日に通達されている。したがって、同年二月に作成したものとみて妥当であろう。

(8) 盜犯に対しても罪人仕役を適用したことについては、決定を確定した書類こそは存しないものの、適用を検討した同年二月の記載をもつ書類、及び盜賊改方に対して

輕罪者については眉を剃るには及ばないと通達した同四月の書類があるので、盜犯者にも適用したとみなしてよからう。

(9) 「常御仕置牒頭書」山口県文書館所蔵、毛利家文庫、架号五一罪科一九六一―一三一―一三。

(10) 「罪人仕役一件」。

(11) 右同。企救郡と伊崎宰判での労働に際して、「企救郡并伊崎両地間にて罪人仕役被仰付候付、左之通」という五カ条からなる書類を作成した。その内容は、小頭は一人、寢泊所は溜とすること、労働時間は朝六つ(午前六時)から暮の七つ(午後四時)まで、日数は藩庁から通達すること、費用は御普請一件銀から出ることなどである。なお、伊崎宰判は、享保三年(一七一八)に萩藩領となった地であり、幕末期に二度程、吉田宰判に併合した。文久元年(一八六一)以降は伊崎宰判として、復活している。伊崎は九州・山陰・上方などの水上交通の拠点である(『角川日本歴史地名大辞典 山口県』、昭和六十三年、一二七頁)。企救郡が慶応三年当時に山口藩の預地となっていたことについては、『福岡県史』第三卷下冊(昭和四十年)二七九―二八〇頁や『藩史大事典』第七卷九州編(雄山閣、昭和六十三年)三二六頁などに記述がある。

(12) 「罪人仕役一件」。

(13) 幕府の人足寄場と熊本藩の徒刑が作業有償制を採用していたことについては、これまでいくつかの研究で触れられているが、ここでは各一例ずつあげておきたい。

幕府の人足寄場については、丸山忠綱「加役方人足寄場について(二)」(『法政史学』第八号、昭和三十一年) 二九頁に記載がある。熊本藩の作業有償制については、高塩博「熊本藩徒刑と幕府人足寄場の創始」(小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』創文社、平成六年) 一二七四―五頁に具体的な記載がある。

3 明治初年の徒刑

慶応四年以降は、罪人仕役に関して新たに取り決めた書類はみあたらない。これは、罪人仕役が慶応三年をもって確立したことを意味しているよう。

その後、罪人仕役を適用していた様子については、判例から確認できる。そこで、ここに翌慶応四年の事例をあげておこう。⁽¹⁾

慶応四年(一八六八)正月に、長門国厚狭郡吉部村(船木宰判)の百姓伊兵衛は、印鑑を押さずに土地を購入したことが咎められ、張紙閉戸のうえ夫役を科せられた。同年閏四月に、山口の町人夫助が夫役となっている。この者は、隊の一員として京に出かけたが、隊が山口に帰った後、自分は大坂に行き、徘徊していたことが咎められて、夫役や閉戸を科せられたのである。さらに、同

年五月、周防国玖珂郡下久原村(熊毛宰判)の百姓清蔵の息子宗四郎が、三十日の作事夫および入墨を科せられた。これは、自分が隊中の者であると偽って、地下役の者と交渉をした上、相手を鞘で打ち怪我をさせたことによる。

この当時の判例は、罪人仕役を夫役および作事夫と称している。適用した事由はさまざまであるが、いずれも、庶民の軽犯罪に対する処置として適用している。

ところで、明治初頭は、諸藩の刑政にとって大きな転機となった時期である。明治元年十一月に完成したといわれる仮刑律では、刑罰は正刑として笞・徒・流・死の四種類となる。⁽²⁾ なお、同年十一月に、行政官が追放・所払を徒刑に換えるよう布達を出している。この執行にあたっては、とりあえず各府藩県で可能な方法によって、徒刑の制度を立てることとした。⁽³⁾ 当時の山口藩において、これに相当する刑罰とは、まさに罪人仕役に他ならない。ゆえに、この布達後も、罪人仕役を、従来通り採用している。

その事例としては、明治二年(一八六九)十月に、周防国大島郡志佐村(大島宰判)の百姓四郎左衛門に対して、先年の過失により「於山口被召仕候段御沙汰相成」

という処分が決定した件がある。山口で召し仕われるということは、罪人仕役に他ならない。もともとこの事例は、百姓四郎左衛門が大島郡の出身であること、および八十二歳という高齢であったため、裁判夫役に振り替えられたという。裁判夫役とは才判夫役、すなわち地元での労働である。この事例は、結果としては地元での労働に振り替えてはいるが、それは罪人仕役が判決として下されたうえで措置である。この事例は、明治二年当時にも、罪人仕役を継続して採用していた証拠といえよう。⁽⁴⁾

明治三年(一八七〇)十二月に、新律綱領が制定される。刑罰は、笞・杖・徒・流・死の五刑となり、徒刑は各地の徒刑場に該当者を留置することにした。しかしながら、この段階では徒刑を実施するための徒場規則については、後日通達する予定にとどまっている。⁽⁵⁾

山口藩の場合は、明治四年(一八七一)三月から、新律綱領に基づく刑罰を執行することを布達した。さらに、同年六月に藩の刑罰として従来採用していた「懲牢舎」を復活することを検討している。なお、同年六月には徒刑について、未だ施設の開設が途中であるので、臨時の措置として、萩近海の島々を徒刑場として、ここで実施しようとしている。⁽⁶⁾ この節も、徒場規約を制定すること

は、依然として保留している。⁽⁷⁾

さて、ここからは、廃藩置県を経て山口県が成立してからの当地の徒刑について見てみたい。山口県は幕末に山口藩が藩庁を置いていた山口に、明治四年十一月に引き続き県庁を置き行政の中心とした。翌五年(一八七二)五月に、徒刑囚の拘禁施設を整備をする。拘禁施設を担当する部署を「徒場掛」とし、聴訟課の下に配置した。そして、早急に獄舎すなわち「徒場」を建設する計画を立て、その運営の際に必要な諸規則を作成した。この諸規則は、「徒場新築心得」「徒場規則」「肝入へ申渡」「徒人へ申渡条々」などである。⁽⁸⁾

「徒場新築心得」は、徒場の施設についての詳細、徒刑囚に拘禁施設内で使用する蒲団や衣類など身の回りの品について、徒刑囚の労働や役掛に対して支給する給金、食事の等級などについて規定したものである。「徒場規則」は、徒場とはいかなるものなのかということの規定したものである。徒場を監督する役人に対して、徒場の在り方を示したものであり、徒刑囚に対する禁止事項、労働時間をはじめとする労働全般について、休日、徒場の役人の構成についてまとめている。「肝入へ申渡」は、徒場を監督する役人に、勤務に際しての心構を示したも

のである。「徒人へ申渡条々」は、徒刑囚が徒場で生活する上で、遵守すべき事項をまとめたものであり、禁止事項や労働時間について、簡潔に記している。この一連の書類は、山口県が県庁のもとに設置する徒刑場の為に制定したものであるが、同時に管轄下の地域に対して、そのモデルケースとしての位置を持つものでもある。⁽⁹⁾

これらの書類から、山口県の徒刑とはいかなるものを構想していたのか、確認することができる。まず、正式な徒刑の実施、すなわち「徒刑規則」にのっとった徒刑を開始する時期は、明治七年（一八七四）である。これは、拘禁施設の落成を以て開始する。

拘禁施設は、山口町の一つである中河原町に設置する。ここには、以前から藩の兵学校が存していたので、この建物を修繕および新築して利用しようというのである。敷地内に設置する建物は、徒刑囚の収容施設、仕役場、浴室、土蔵、自省所、流民の救育所と便所、徒役掛役所、肝煎の居所などを、各一つずつ設置する。⁽¹⁰⁾

徒刑囚を収容する施設は、十五畳の部屋を十部屋備える。建物は板張で、後方に窓、全面には錠を備えた格子戸がある。室内も板張で筵を敷く。仕役場は、後方が窓で、全面は引戸であり、小屋の中央に役人が仕役を監視

する場所を特別に設けている。自省所は、獄屋造りである。徒役掛役所の敷地は二十坪、肝煎の居所は三十坪である。

次に、徒場に収容する対象者についてみてみよう。山口県の徒刑は、男性のみならず女性にも科す。さらに、流民も敷地内の別棟に収容しており、流民も徒刑者と同様に労働に従事させていたのである。山口県の徒刑場は、犯罪者に対する刑の執行場としての機能と共に、流人に対する授産施設としての機能もあわせもっていたのである。

徒場では労働が生活の中心である。労働時間については、「朝六字改ノ上仕業為相始、夕五時休業」とある。午前六時に点呼をした上で始業、午後五時に終業という。一見、仕事の開始時間が極めて早い、実は朝食の支度は午前五時から始めており、仕役場で朝食を食べ、その後一時間、散歩をするという様に休息をとっている。直ちに労働そのものに取りかかっているのではないのである。おそらく、実際には午前七時半から八時頃になってから、仕事を開始するのであろう。昼食の後についての休憩については明記していないが、同様の休息時間をとるように配慮したことであろう。

労働は、それぞれが得意な仕事に従事することが原則である。しかし、醸酒・製油など、規模が大きく、労働力も多く必要な仕事については例外である。入所したてで元手がない者は、当面は藁細工を行ない、筵や草履・縄などを作成する。労働で使用する道具類は、全て官費で購入して用意するが、自分の身元からこれまで使用していた道具を借り寄せて使用してもかまわない。とはいえ、女性が機織りの機械を自宅から取り寄せることは、その例外であるという。前述した醸酒・製油などと同様に、大きな機械を持ち込むことは許可されていないのである。これは、作業場の広さに限りがあるゆえ、制限を設けたのであろう。

拘禁施設で製作した品物について、役所で記録を付けておき、売却する。また、それぞれが何をどのくらい生産したのかということも、記録しておき、月末に清算する。

なお、徒刑囚に対して給金が支給される。これは労働に対する報酬とみてよからう。給金は、五段階に等級が設定されている。一等銭から五等銭までにランクづけされており、一等銭の者は一貫三百文、二等銭は一貫百文、三等銭の者は九百文、四等銭のものは六百文、五等銭の

ものは四百文である。三等銭と四等銭の間のみ、三百文という差があるが、他はそれぞれ一等級ごとに二百文ずつ段階をつけているのである。給金は、「五等共、定額十分ノ一ヲ給シ、其半分ヲ官ニ預ケ置、九ヲ衣食諸費ニ充」という。つまり、各自の給金は、大部分である九割を衣食および諸費用に充当し、残りの一割は本人に支給するが、その支給分の半分を役所が預かっておくという。役所が預かる分について、その意義について明記していないが、出所する時に生業の元手資金として持たせるための貯金であらう。

休日は、日頃労働に励んでいる者は毎月一がつく日である。つまり、月に三度の休日である。しかしながら、労働を怠けた者は、一日だけが休日である。年中行事としての休日は五日ある。それらは、元旦、天長節の九月二十二日、御忌日の二月六日、三月十一日、十二月二十五日である。この他、大札の際も休日となる。なお、休日は、単に休息して過ごすのではない。その度ごとに、説諭がある。また、休日には手習いや算盤の訓練をして、その向上に勤める。

収容施設で生活するにおいて、禁止されていることがある。それは、労働中の喧嘩・口論、および飲酒である。

仕役場以外を出歩くことや、収容施設から脱走することも禁止されていた。万一、脱走した場合は、重罰に処せられる。身内と手紙のやりとりをすることも禁じられた。また、徒場の規則を守らない無作法者は、自省所に入れて反省を促す。自省所の建物が牢獄のような体裁であることを前述したが、それは反省をするために拘禁する施設だからである。

収容者の身なりについてみてみよう。衣類は役所が支給する。身内による差し入れは、一切禁止されていた。暖かな季節には筒袖の単物、寒い季節には襦袢と綿入れの絆天を着用する。いずれも色は、柿色で染めたものである。下着類についても支給される。履物は、草履や下駄が支給される。一つ注目しておきたいことは、徒刑囚は眉を剃られることである。中二日ごとに眉を剃り、異形を装わせた。これは、万一、収容者が脱走した場合に、一般人と一目で識別することができ、容易に逮捕するための手段である。

食事は、副食の品目の数に差異をつけていた。これは、前述した給金の五段階の等級に準じているが、四・五段階は同じ食事の量であり、四段階である。これも、労働の程度によるものと思われる。いずれの段階の者も、朝

に汁物、昼に一菜と香物、夕は香物が供されるが、問題なのは肉類のおかずが付く回数である。一等の者は、隔日で夕方に肉類が出るが、二等の者は二、七、四、九の日、すなわち一ヶ月のうち十二回である。三等は二、七、朔日であり、一ヶ月に七回、四等と五等の者は二と七のつく日であり、月に六回である。

実は、肝心な主食の量については、男性一人あたりどのくらいの量だったのか、具体的な記載がない。とはいえ、女性は一日あたり五合、病人は四合というので、労働に従事できる男性の場合は、少なくとも六合以上であったことは間違いないだろう。なお、食材は役所側が調達するのであり、徒刑囚の身内が差し入れることは禁じられていた。

以上、明治七年から実施した徒刑について、縷々示した。徒刑は、犯罪者に労働に従事させる刑罰であるが、その目的は改心である。反省して篤実な人間にすることを目指している。それは、「徒人へ申渡条々」の冒頭に、「令悪事候付他人ヲ妨、御厄害ヲ起シ候段、吃度反省致悔悟須、篤実ニ可基候事」とあることから明らかである。さらに、前述したように休日に教諭するなど、積極的に教化を施そうとしている。犯罪者の教化・改善こそが、

明治七年当時の徒刑の眼目なのである。

註

- (1) 本文に示した三つの事例は、「常御仕置牒頭書」(山口県文書館所蔵、毛利家文庫、架号五一罪科一九六一—三一一三)に収載されている。
- (2) 山口県警察史編さん委員会編『山口県警察史』上巻、昭和五十三年、一八四頁。
- (3) 山口県文書館編『府県史料』山口県六、平成三年、二五一頁に、「徒刑ハ土地ノ便宜ニ依リ、各制ヲ可立事ニ付、府藩県共其見込ニ従ヒ、当分取計置可申(下略)」とある。
- (4) 「牢島刑名録頭書」山口県文書館所蔵、毛利家文庫、架号五一罪科二一九。四郎左衛門に対する処置は、次のように続く。「八十式歳ニ相成、且難渋、此余勤兼候付、白木綿式反過料ニ差上、残夫役御宥免之儀願出」。四郎左衛門は、当時八十二歳という高齢であり、かつ経済的にも困窮していたので、木綿布二反を過料として支払い、残りの労働については、免除の願いを出した。この願いは受理されている。
- (5) 『府県史料』山口県六、二五二頁に、「徒場規則之儀ハ、追テ御達可有之事」とある。
- (6) 『府県史料』山口県六、二五四頁。『山口県警察史』上巻、一八八頁。
- (7) 『府県史料』山口県六、二五四頁に、「徒刑仕役仕法

之儀ハ、追テ何分ノ詮議可仕候」とある。

- (8) 右同書。二六四〜二七二頁。
- (9) 一連の書類が県下の各地域におけるモデルケースとしての意味を持つという点については、右同書二六四頁の「徒場新築心得」の仕役場の棟数の記載を壺字と記した後に、「地方ニ依ニ二字」(傍点筆者)とあることから窺われる。
- (10) 右同書の二六四頁に、この機会に同敷地内に「流民救育処」を一棟建設した旨が記してある。

おわりに

以上、近世後期から明治初頭における、萩藩・山口藩・山口県の徒刑について検討してみた。萩藩では、藩主毛利敬親治世下に、天保の藩政改革において徒刑の採用が提案されたが、この折は実現せず、その後、慶応三年正月に山口藩政下で罪人仕役として採用されることとなった。そして、この折に採用された徒刑の目的は、犯罪者に対して労働力を提供させることであった。明治初年の藩政下においては、引き続きこの罪人仕役が採用されていたが、廃藩置県後に山口県として新たな徒刑を採用することになった。これが本格的に整備されたのは、

明治七年であった。この折の徒刑は犯罪者の心を改善することが目的であった。明治七年の徒刑は、対象者が強制労働に従事する点こそ、藩政下の罪人仕役と同じであるが、その目的は一線を画するものである。改善主義に根ざした徒刑は、当地において明治七年になってから、ようやく誕生したのである。

また、藩政下の罪人仕役と県政下の徒刑を比較すると、いずれも労役刑・拘禁刑ゆえの共通点は存していても、罪人仕役を直接引き継いだと認められる点は確認できない。罪人仕役は、慶応三年という、まさに幕末の殺伐とした世相が極まった時期に採用されたものであった。風紀の紊乱と人心の荒廢に、対応すべく措置として採用されたこの刑罰は、極めて特殊な事態においてこそ相応しいものであった。また、罪人仕役はそのような時期における応急措置として採用されたものであったため、拘禁施設も簡素なものであり、労働も戸外労働が主であった。ゆえに、県政下の恒久の刑罰としての徒刑には、施設のみならず、制度としても継承すべき点が見とめられなかったであろう。「罪人仕役」は、新たな時代においては、先例・伝統として継ぐべきものはなく、前時代の遺制として終わりを告げたのである。

さて、今後の課題である。多々あるが、ここに二点のみあげておきたい。第一に、近世の徒刑を採用した藩のさらなる発見と、その類別化である。今回の萩藩・山口藩の検討で、徒刑採用の眼目を、労働力の補填としている事例を新たに確認した。徒刑といっても、藩をめぐると状況によつて、その目的も、さらに執行状況も様々であろう。様々な事例を明らかにすることによつて、近世の徒刑とはいかなるものなのか、またその典型は何なのか、定義にまで遡つて考察してみたい。

第二に、明治初期の徒刑の成立に関する検討である。今回対象とした地域の場合は、明治時代初頭は藩政下の罪人仕役を継承していたが、県政下に本格的に徒刑を整備することになつてからは、従来の制度を継承した様子は確認できなかった。これは、前述したように、山口藩政下の罪人仕役は、非常事態に即応して創設したものであり、恒久の制度としては継承すべき点がなかったからと思われる。しかし、近世の中・後期から幕末まで徒刑を採用し続けて、恒久の刑罰たらしめていた藩の場合は何如であろうか。藩政下の徒刑が確固とした制度を確立していた場合は、県政下の徒刑にも、何らかの要素が残存するのではなからうか。もっとも、一地域の徒刑につ

いて、近世から近代までを通して検討した研究は、先行研究として見あたらぬ。今後、近世の徒刑を考えるに於いて、明治初期の徒刑についても射程に入れて考察してみたい。

付記

本稿作成にあたり、当地の県政下の徒刑に関する史料について、神戸大学法学部教授藤原明久先生に御教示をいただいた。ここに厚くお礼を申しあげたい。

なお、本稿は、平成十四年度科学研究費基盤研究(A)(1)「データベースの構築に向けた藩法史料の総合的研究」の成果の一端である。

〔参考史料〕

萩藩・山口藩の徒刑史料

凡 例

一当史料は、萩藩・山口藩の徒刑に関する史料のうち、とりわけ重要なものを選び、翻刻するものである。
一翻刻する史料のうち一つは、山口県文書館所蔵が所蔵する一般郷土史料の一本である「笞刑・徒刑気附書」

(架号一九〇)から、萩藩の徒刑案を抜粋して翻刻するものである。これを史料1とした。もう一つは、同文書館所蔵、毛利家文庫の「罪人仕役一件」(架号三五賞罰八四)から、詮議の上決定した罪人仕役の仕法、場内規則の「法則」を抜粋する。これらを史料2・史料3とした。

一翻刻にあたっては、原文に読点・並列点を施した。
一翻刻者が補った部分については、「」をもつて示した。

翻 刻

史料1 萩藩の徒刑案―「笞刑・徒刑気附書」より抜粋―

笞刑・徒刑気附書〔表紙〕

愚案

一於御国是迄有来候罪科之外ニ、笞刑・徒刑之二科可被相増哉との御儀御尤ニ奉存候、笞刑・徒刑ハ漢土ニ而も古代有之事ニ御座候、〔以下、笞刑についての記

述ゆえ中略]

徒刑之事も漢土にも古代に有之、周礼に冀^テ圜土^ニ而施^ス職事^ヲと有之候、圜土とハ徒刑之者を差置構への内^ニ而御座候、此所^ニ入置候而、夫々の仕事を申付候事と相見候、又桎梏^メ而坐^{セシメ}諸^ヲ嘉石^ニ役^ス諸^ヲ司空^ニとも、是桎梏^ハ手かせ・足かせ^ニ而御座候、嘉石と申石之下^ニ坐せしめ、数日^是を曝^{サラ}シ候而、司空之役所^ニ而、夫役^ニ仕候事と相見へ候、又男子^ハ入^ル於^ニ罪隸^ニ女子^ハ入^ル於^ニ春藁^ニと申事も有之候、罪隸ハ奴僕^ニして使ふ事^ニ而、春ハ米を突キ藁をすくる事^ニ而御座候、漢之時、髡^メ鉢^ヲ為^ニ城且春^一と御座候ハ、鬢^ノ毛を剃り候而、城且ハ長城の巡り番を仕らせ、春ハ米を突せ候事^ニ而御座候、其後、作刑とも申、或ハ居作配役・刺配^杯と申候、刺配^ハ入^レ墨をして役^ニ使候事^ニ而御座候、隋・唐^ハ徒刑と申候而、一年・一年半・二年・二年半・三年^之五等^ニ被定候、本朝古代之徒刑も唐之法を受候而、年数等唐と同様^ニ而御座候、是も武家之代^ニ成候而は、古法^ハ廢^シ候事と相見へ候、当座東都^杯ハ徒刑之者を石河島^ニ被差置候而役^ニ被使候由、諸国^ニも国^ニ因^リ候而ハ、徒刑之事有之様^ニ成り申候、竊^カニ考候^ニ、只今於御国徒刑之法被相定候ハ、輕^キ分^ハ其自宅^ニ

差置候而、或ハ五日、或ハ十日・二十日位^ニ日数を定^メ役^ニ被召使、若シ自分^ニ氣分合候へ而出候事不相成分^ハ、作料を一日分如何と定^メ、別人を雇候而差出候而も相済可申、重^キ分^ハ御城下^ニ而御座候得^ハ、作事方^之夫役^杯被使候ハ、作事方之内^ニ、其場頭を構へ、其内^ニ可被差置、其外^ニ而ハ徒刑之者を差置候場所を一構被仰付、眉毛を剃候乎、又ハ惣髪を立候乎^ニ而、其内^ニ入置^キ、黒米飯^ニ塩計^ニ而食事^ヲを仕らせ、日ノ内^ハ役^ニ被使可申候、其使方御普請場、又ハ川浚・道作り・土持、左様之事無之節は、宿々之人足^ニ可被召使、田舎^杯山林之仕事、或ハ塩浜之仕事、鉄山之仕事、或ハ米を突せ、或ハ宿夫^ニ使候類、其外御詮儀之上^ニ而可被仰付、其雜費^ハ日用之者を御雇被成候代り^ニ相成候程故、日用之御雇料、又ハ百姓^杯差出候役目銀之類、或ハ過料銀^杯を以被弁可然哉、夜中^ハ門を堅ク^メ切、場所之内^ニ而自分々々之手仕事を仕、錢を授^ケ候事^ハ、勝手次第^ニ被差免、二日置位^ニ眉毛を剃せ可申、若、其場所を逃出候者有之候ハ、被召捕候而、牢舎、又ハ死罪^杯可被行哉、此段^ハ此場所へ入込候節不心得無之様、屹度申聞せ可有之事^ニ御座候、其年数^ハ一年^ハ三年迄、古代徒刑之通、五等^ニ可被定

哉、御国ニ而是迄村退・郡退杯申事有之候由、其在所ニ而悪キ人ヲ他村・他郡え遣シ候而ハ他村・他郡之迷惑ニも当り可申哉、且在在所を離候トして、追々住所も定り兼、人ニ因り候而は、盜賊杯之業ニも仕候者も自然と出来可申哉、左候得ハ、村退・郡退杯ハ暫々差止候而、其罪ニ当り候者ハ、軽キ徒刑ニ被仰付可然哉と奉存候、〔下略〕

史料2 山口藩の罪人仕役仕法

—慶応三年「罪人使役一件」より抜粹—

御詮議之趣有之、罪人仕役之御仕法被相立、

左之通

一 牢舎・遠嶋被仰付候もの、諸郡より申出候懲しめ牢舎之分とも、夫々罪之等により、山口御作事夫に被召仕候事

但、他国人之儀者、法外之事

一 隊名を偽り候もの入墨之上、同断

一 同所盜街せしめ候もの、入墨ニツ之上、同断

但、重き盜街、又は抜刀ニもおよび候程の者之儀

ハ、根之御仕法強盜・押込之格を以、所置被仰付

候事、

一 隊中之ものにてても、他隊の名を衒り候ものは、右二廉之趣を以、同断

一 扶持を不受して家来をとなへ、乱法せしめ候もの之類も、隊名を衒り候者、同断

一 御家人・出家・社人、隊中役付以上之ものは、此御仕法には、不被仰付候事

但、仲間・小者之儀ハ、御仕法之通

一 婦人之儀、同断

一 遠嶋人之儀者、是迄日限無之候處、向後、日限にして前条之御仕法に被仰付候、前段二廉之通、仕役之御仕法不被相加ものにてても、向後日限り遠嶋被仰付候事

一 仕役日数之儀者、罪之輕重に依り、其度々判断被仰付候事

一 小頭をつけ、法則をたて、小頭之差図を背き、法則を犯し候者ハ、日数陪増しに被仰付候事

一 仕役中、両眉剃落し目印とし、逃去り候者ハ、召捕次第斬首被仰付候事

但、日数三十日ニも不及程之輕罪之分者、眉毛そり落しに不及候事

一 仕役日限相濟候而、帰宅被差免候節は、免札下渡被仰

付候事

右之通、被仰付候事

右、〔慶応三年〕卯正月廿一日

御両殿様及御間、同廿七日、盜賊改方末国又左衛門江も有仰也

右之廉々、於令違背ハ、重御所置有之候事

史料3 法則―慶応三年「罪人使役一件」より抜粹―

法則

- 一 朝五ツ時り夕七ツ七步迄、慎而仕役可相勤候事
- 一 仕役場之外歩行、堅禁止之事
- 一 雨天之節、其外御作事方ニおゐて仕役無之節は、溜内にて銘々手業可仕相勤候事
- 一 中一日置ニ眉毛剃落之事
- 一 自己ニ用事致間敷事
- 一 無拋用事有之節は、小頭江申出、差図を可受
- 一 喧嘩・口論堅禁制
- 一 自然役場を逃去候手段せしむる者於有之ハ、早速小頭江可申出候、相応之褒美可遣候事
- 一 小頭り申付候事、不寄何無違背相守り、諸事差図を請可相勤候事